（定員数以上の特定漁船員を乗り組ませることを要しない場合等）

第七条　令第九条の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　日本国外において欠員が生じ、国内の港に帰港する場合

二　他船に引かれて航行する場合

三　入渠、修繕その他の事由により特定漁船を航行の用に供しない場合

四　前三号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があるものとして最寄りの地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の許可を受けた場合

2　特定漁船の船舶所有者は、前項第四号の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

一　特定漁船の船舶所有者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　特定漁船の種類、名称、総トン数及び航行区域

三　欠員の数、職名及び資格

四　許可を受けようとする事由及び期間

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令の廃止）

第二条　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に航海中である指定漁船（前条の規定による廃止前の指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第二条第一項に規定する指定漁船をいう。）に乗り組む海員の当該航海に係る労働時間及び休日については、同令の規定は、なおその効力を有する。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八十九条に関する事項）	（法第八十九条に関する事項）
第四十二条　（略）	**第四十二条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（令和八年政令第百五十四号）第二条から第九条まで（第三条第二項及び第六条を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。	4　乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）第三条、第五条第一項、第二項及び第五項、第六条第一項、第七条、第八条第一項並びに第八条の二第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者がその使用する」と、「これを所轄地方運輸局長」とあるのは「及びこれを所轄地方運輸局長」と読み替えるものとする。
5・6　（略）	5・6　（略）

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正）

第一条　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十三　（略）	一～二十三　（略）
二十四　流死産検体を用いた遺伝子検査1	二十四　流死産検体を用いた遺伝子検査
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
二十五～三十　（略）	二十五～三十　（略）
三十一　流死産検体を用いた遺伝子検査2	（新設）
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	
自然流産（自然流産の既往歴を有するもの）又は死産	
ロ　施設基準	
(1)　主として実施する医師に係る基準	
①　専ら産科、婦人科、産婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。	